

令和7年度 第3回 清瀬市国民健康保険運営協議会議事録

開催日時：令和7年12月24日（水）午前11時より

開催場所：清瀬市役所 研修室1・2

出席委員（11名）：齊藤 まさひろ、松本 潤、やつだ こうじ、穴見 れいな、
阿久津 七光、畑 徹、村野 和美、竹村 眞智子、上野 成子、
松村 竹仁美、仁平 義和

欠席委員（4名）：宮本 兼吾、大塚 健司、松村 猛、岩田 英明

市側出席者：澁谷市長、今村副市長、高見澤生涯健幸部長、藤村保険年金課長、
高橋徴収課長、西川健康推進課長、金子徴収課副参事、
保険年金課 岡里国保係長、國樹国保係主任

1. 議題

（1）子ども・子育て支援金制度に係る令和8年度清瀬市国民健康保険税について

○保険年金課長

それでは、定刻となりましたので、令和7年度第3回清瀬市国民健康保険運営協議会を開催いたします。なお本日、岩田委員、大塚委員、宮本委員、松村猛委員から、欠席のご連絡をいただいておりますので、ご了承のほどよろしく願いいたします。それでは開会にあたりまして、澁谷市長からご挨拶を申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○市長

（挨拶）

○保険年金課長

ありがとうございました。市長は、公務の都合により退席となります。

（市長退席）

○保険年金課長

なお、議事に入る前に、連絡事項になりますが、議事録の作成のために、本日録音をさせていただきますので、ご了承のほどよろしく願いいたします。これ以降の議事進行につきましては、齋藤会長にお願いしたいと思います。会長、よろしく願いいたします。

○会長

それでは議題に入らせていただきます。初めに本日、議事録署名委員の方を指名いたします。やつだ委員、穴見委員、お願いいたします。それでは、議題1、子ども・子育て支援金に係る令和8年度清瀬市国民健康保険税率について、でございます。初めに事務局から説明をお願いいたします。

○保険年金課長・事務局
(説明)

○会長

説明が終わりました。ご質問ご意見をお願いいたします。A委員。

○A委員

説明ありがとうございました。スケジュールのことをお伺いしたい。今、改定を見送る方針であるということをお伝えいただいたんですけども、11月25日に東京都の国保運協があつて、次の東京都の国保運協が2月の上旬となっているんですけども、その後に清瀬が次年度の案を考えて運営協議会を開催する、というスケジュール感でよろしいのか伺いたい。

それから運協資料2の算定の条件の(1)のところについて、子ども・子育て支援納付金について法定外繰入を行なわないと記載されているが、これは東京都が明言しているのかどうか確認させていただきたい。それから先程二方式をとっていない自治体が5つあるということだったが、この5つの自治体は、なぜこの方式をとっていないのかというところがわかればご説明いただきたい。

○会長

はい。保険年金課長。

○保険年金課長

では、幾つかご質問いただきましたので、順次お答させていただきたいと思います。まずスケジュールについてですが、年明けの第4回国民健康保険運営協議会については、詳細はまだ調整中でございますが、今のところ年明けの2月の上旬の開催予定と考えております。次回の東京都の国民健康保険運営協議会が開催された後に次年度の案をというところですけども、それを待ってからですと、来年度の予算編成や条例改正にスケジュールとして間に合わないことになっておまして、今後のスケジュールとしましては、1月の中旬あたりで東京都の方から確定係数に基づく来年度の標準保険料率や清瀬の納付金額が示される予定でございますので、1月中旬のそういった情報をもって我々としては予算編成や条例改正を進める予定です。なので次の2月上旬開催予定の第4回国民健康保険運協会の中ではそういったことも含めて確定の予算案や条例改正案を議題としてあげたいと考えております。

続きまして法定外繰入を行なわないということについて東京都が明言してるかどうかですが、現時点で、資料2でお示したものが、東京都の方で仮係数に基づく標準保険料率を記載

しているんですけれども、その東京都の示す標準保険料率というのは、あくまで法定外繰入を行わずに保険税だけで納付金をまかなうために設定する保険料率となっておりますので、それを考えると、おのずと法定外繰入については行わないものという前提で料率が示されていることとなります。今後東京都の示す標準保険料率について、清瀬市の保険税率を設定するとすると、おのずと法定外繰入は行わないと考えています。

それから、都内の5自治体において二方式をとっておらず、平等割と資産割を残している自治体について、その具体的な理由については個々の自治体の考えということで私の方で把握していません。ただ平等割と資産割については、例えば資産割については、収益性のない固定資産からも保険税を徴収したりだとか、あとは平等割についても世帯人数によって変わるものではなくて、一律でその世帯に応じて賦課されるものになってまして、社会情勢で見ますと、一つの世帯についての世帯構成人数が少なくなってきているということもあり本市では平成30年度に廃止をしたわけなんですけれども、資産割と平等割を残している自治体については何故残しているのかは把握しておりません。

○会長

A委員。

○A委員

2月の月上旬開催というところは理解ができたところですが、法定外繰入を行わないということについては、清瀬の財政状況を考えてみても独自で考えるというわけにはいかないという理解でよろしいかももう一度お答えいただきたい。

それと他の自治体で所得割だけでいこうとしている自治体があるかどうか情報をつかんでいようでしたら教えていただきたい。

○会長

保険年金課長。

○保険年金課長

子ども・子育て支援金に係る保険料率については、東京都の示す標準保険料率ではなく市で考えられないかというご質問についてですが、保険料率の設定については市区町村の決めることですので、制度上不可能ではないでしょうが、都内の中の62市区町村で連携会議という会議体を持っておりまして、その会議で東京都の示す標準保険料率を設定してはどうかということで、それぞれの自治体が、基本的にはその標準保険料率に沿った形で、保険税率を設定していくということで今検討しています。また先の話にはなるんですけれども、令和18年度までには、都道府県単位で保険料水準を統一するという動きもありまして、そういった動きを考慮するとなかなか清瀬独自で保険料を算定してやっていくというのは難しいのかなと考えておりますので、現時点では市としては東京都が示す標準保険料率に沿って保険税率を決定していきたいと考えています。それから子ども・子育て支援金については、所得割・均等割の部分で均等

割を賦課せずに所得割だけであるということですが、これは子ども・子育て支援金だけに限らない話ですが、法令上、応益負担・応能負担ということで少なくとも所得割・均等割二方式は賦課をしないといけないというふうに定められておりますので、具体的に所得割のみで賦課しようという自治体について情報は入っておりませんし、おそらく制度・法令上も、それはできないのではないかと考えます。

○会長

他、ご意見、ご質問ございませんか。B委員。

○B委員

はい。皆さんもご存知かもしれませんが、考え方の整理という部分で質問させていただきたい。まず国保運協資料の1の8ページの部分なんですけれども、この賦課総額の案分方法で今日は、二方式三方式四方式の方式をどれにするかという話で、二方式にするのはどうかというご提案を決めていくという話だと思わすけれども、まず四方式であった場合、所得割と資産割と均等割と世帯割（※平等割を指す）があって、先ほど保険年金課長も説明してくれたが、所得割は単純に世帯所得に応じて負担するものであって、資産割は固定資産税に応じて負担するものなので家とか土地を持っている方が（ある人ほど）負担をする。あと均等割は、被保険者の人数に応じて負担するものであって大人も子どもも同じ額なので、よく子どもが多い子育て世帯の家庭ほど負担が重いという話が出るものであると。あと世帯割というのは世帯ごとに一律でかかるものなので、今は単身世帯も多いので、四方式から二方式に移行してきたみたいな話。まずこの考え方で間違いがないのかという確認をさせていただきたい。あと国保の加入者は高齢者世代が多いので、特に今単身世帯の方も増えていますので、資産割や世帯割が含まれる四方式の算定方法よりも、所得割と均等割の二方式の方が主だった加入者の方にとっては負担が軽い算定方法であるという考でよいのか。この2点を確認させていただきたい。

○会長

保険年金課長。

○保険年金課長

そうですね、この賦課方式についてなんですけれども、所得割、均等割、資産割、平等割（世帯割）については今B委員がおっしゃった内容のとおりでございます。それから世帯割、平等割についてですけれども、おっしゃられたとおりで、先ほども申しました通り世帯の人数によって変わるものではないのでやはり単身世帯であったりとか、社会情勢上、1世帯あたりの構成人数が減ってきていますので、やはりそういった方たちの負担が大きくなってしまふことを考えると、二方式、所得割と均等割で賦課した方がそうした方たちの負担は軽くなるという制度になっております。

○会長

B委員。

○B委員

はい。ありがとうございます。あとはこの均等割の部分なんですけれども、国保運協資料の2、このA4の1ページのもの、あと資料1の9ページの方を皆さんちょっと見ていただければと思うんですけれども、この均等割額の試算でいうと、一応年額1,900円増える予定だということで、この内訳が均等割額のうち1,671円が、本来加入者全員が払う均等割額の方なんですけれども、基本的に子どものために使われるお金なので、18歳未満の子どもの分までお金を取ったら意味がないのでこの資料2の下の方で見ると18歳未満の子どもの数は大体費1,100人ぐらいでなので、この1,100人に1,671円をかけると大体180万円ぐらいになって、これが子どもの均等割分の金額なので、これを18歳以上の被保険者の数12,197人で割ると、大体1人当たり150円になって、もともとの1,671円に150円を足して切り上げた分が1,900円なると。この考え方で大丈夫かちょっと確認をさせてもらいたいのと、あとはこの運協資料2の方ですね、真ん中の令和8年度子ども・子育て支援納付金の東京都の算定基礎額約90億6,800万円から、清瀬市の負担額4,655万円という数字が根拠はどういうふうに計算されているのか、この辺の説明をお願いしたい。

○会長

保険年金課長。

○保険年金課長

この均等割と18歳以上均等割の計算方法については、B委員のおっしゃった通りでございます。まず18歳未満の被保険者も含めて均等割額を算出しまして、それが1人当たり1,671円となりまして、ただ18歳未満の被保険者の方については均等割かかりませんので、この1,671円を今度は18歳未満の方の人数でかけると、それをかけて出た額が、さらに18歳以上の被保険者の方で割り返して、それが年間で約150円となりまして、それが、18歳以上の均等割額として150円と設定されているということでございます。

それから根拠資料2の東京都の納付金額の算定額と清瀬市の負担額の関係性・計算方法についてですが、国の全体での子ども子育て支援金の納付金額を、国の示す仮係数でまず都道府県が算出しまして、それがこの資料に記載する90億6835万2443円となっております。それを今度は62の市区町村で按分するのですが、その際には、例えば清瀬の被保険者の方の所得総額や、被保険者数を東京都に情報提供しまして、そういった情報を加味して都の方で各市区町村の割合を出します。清瀬市の場合ですと全体の0.51%となりまして、負担金額としましては、清瀬市は4,655万9,756円と計算されているということでございます。

○会長

どうぞ。

○B委員

わかりました。ありがとうございます。国保運協資料の2、9ページに、さっき説明いただいた、これは四方式の図なんですけれども、これがあるので、できれば例えば清瀬市だったら二方式を今は使っているの、これに数字を当てはめた資料等あれば、いろんな資料があつて大変難しくなってるかなと思うので、これに二方式の図に金額など当てはめたものがあれば、もう少し資料としてわかりやすいのかなと思いましたので次回また、多分金額についていろいろ細かい部分出るとお思いますのでここは要望とさせていただきます。

○会長

他にご意見、ご質問ございませんか。

○A委員

意見も今いいですか

○会長

はい。ではA委員。

○A委員

先程、所得割について更に質問させていただいたのですが、減免を受けている7・5・2割の人たちにまで、このままですと均等割が付いてくると、値上げという状況になってしまうと思う。都内の国保の6割の人が非正規や無職や年金生活者の方だと言われていて、そこに今異常な物価高騰ということも加味しなくてはいけないと思うので、やはり年金も物価高騰に全く追いついていませんし、医療や介護なども改悪とあつて、本当に日々の生活が大変な状況になっているというところは清瀬としてもとらえて、均等割については行わないという方針を取っていただきたいと思う。これは意見とさせていただきます、この案については反対の立場とさせていただきます。

○会長

他、ご意見、ご質問ございませんか。特にないようでしたら、終結したいと思います。議題1、子ども・子育て支援金に係る令和8年度清瀬市国民健康保険税率について、賛成する方の挙手をお願いいたします。

賛成者多数、よつて、議題1、子ども・子育て支援金に係る令和8年度清瀬市国民健康保険税率について、本協議会として了承することといたします。以上で本日の議題は終了しましたので、進行を事務局にお返しいたします。

○保険年金課長

会長ありがとうございます。それでは、最後に次第3番、その他でございます。事務局よ

り連絡事項を申し上げます。本日も審議をいただきました、議題1、子ども・子育て支援金に係る令和8年度清瀬市国民健康保険税率については本日も了承いただいたとおり東京都より示される区市町村標準保険料率に基づき決定することとし、予算編成及び清瀬市国民健康保険税条例の改正の手続きを進めて参ります。これらにつきましては、次回、第4回の国民健康保険運営協議会にて議題に上げる予定ですので、その際にまた皆様からご意見をいただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。また最後に、次回の第4回国民健康保険運営協議会の予定でございますが、すみません、まだ日程調整中ではあるんですけれども、令和8年の2月の中旬に開催予定で調整をしております。日程の詳細等が決まりましたら、早い段階で改めてご連絡をいたしますので、大変ご多用の折、恐縮でございますが、ご出席を賜りますよう、よろしく願いいたします。それでは以上をもちまして、令和7年度第3回清瀬市国民健康保険運営協議会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。